



2011-2012年度 R.I. テーマ



「薔薇」 写真提供：長田 達明 会員



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

- ◆ 会長 森 國光 ◆ 幹事 三浦 茂
- ◆ 発行 会報委員会 2月担当 加納

- ・ 欠席者 原君、廣濱君、石崎君、木下君、牧野君、宮崎君、佐々木君、千田(則)君、関君の諸君
- ・ 前々回 (2154回) の修正
メイク・アップ なし

◆ ニコニコボックス

今週までの合計額 451,000円

第2157回例会 2月21日(火)

- ◆ 点鐘 森 國光 会長
- ◆ 司会 三浦 茂 幹事
- ◆ ロータリーソング 「それでこそロータリー」

◆ 会長挨拶

皆さん、こんばんは。

やっと春がそこに来たなと言うときに、悲しい知らせが一緒に来てしまいました。12月まで在籍され、どうしても身体や色々な都合で退会されたばかりの田代昭夫先輩が、18日に逝去されました。昭和56年、12月に入会され在籍30年のなかで第25代会長を務められました。今日、葬儀が行われ多くの人々に見送られる中、旅立たれました。ご冥福をお祈り致します。

さて今日は、会長・幹事の奢りの日です。お酒が大好きだった田代先輩を語りながら、有意義な時間を皆様とすごしましょう。

◆ 出席報告 (柴垣委員)

・ 出席率 会員26名中(出席免除者1名) 16名 64.00%



創立1968年 (昭和43年) 5月27日 (第2610地区内創立順位19)

例会：火曜日 12:30 於. にかわ信用金庫本店5 F TEL (0765) 24-1155 第3例会 18:30 於. 喜楽 TEL (0765) 22-0715



第2158回例会 2月28日(火)

- ◆ 点 鐘 森 國光 会長
- ◆ 司 会 三浦 茂 幹事
- ◆ ローターソング 「我等の生業」

㊦㊦ ハッピーバースデー ㊦㊦



3月1日
慶 野 君

◆ 会長挨拶

皆さん、こんにちは。

自分が実際に現場で働いたのは25年位ですが、その間に食べ逃げ、つまり、食い逃げにあったのが1度ありましたが、気が付いたらお客さんが走って逃げていったわけですが、結婚して間もない、まだ妻と2人で店をしていた頃でした。

先日新庄店で、無銭飲食した42歳のお客さんを警察に連絡しました。最初から代金は持たず、食べ終わったら「警察を呼んでください」と。いや警察沙汰にしないで家族の人に払って貰えばと言ったそうですが、家族は居ないということで、やって来られた人が魚津に住んでいる叔父さんに当たる人でした。店の近くの公園のトイレで生活をしていたそうです。不思議な人が居るものですね。

今年はオリンピックの年で、先日マラソンの国内選考レースが行われました。実業団に属さない選手がトップになると言うことが、どんな意味を含むかはわかりませんが、必死に自分を追い込み夢に向かう思いが、見えないパワーを生むように感じます。来週の琵琶湖マラソンの結果次第では実業団に属さない選手が2名選ばれる事になるのか、実業団のメンツ・あり方が問われそうですね。プロ野球オープン戦や、大リーグでのダルビッシュに、ワクワクする春ですね。

◆ 出席報告 (大城委員)

- ・ 出席率 会員26名中(出席免除者1名) 16名 64.00%
- ・ 欠席者 畠山君、原君、廣濱君、石崎君、久津谷君、牧野君、千田(則)君、横谷君、吉田君の諸君
- ・ 前々回 (2156回) の修正
柴垣君 76%→80%

◆ ニコニコボックス

今週までの合計額 456,000円

◆ 幹事報告

○河北南RCより

・クラブ会報

○魚津市教育委員会より

・「社会に学ぶ14歳の挑戦」実施報告書

☆ 3月度例会案内

	活動内容	例会場
3 / 6 (火)	卓話担当：会報委員会 理事会 Rの友・情報紹介	信金5階
3 / 13 (火)	8RC合同例会	ホテル グランミラージュ
3 / 27 (火)	卓話担当：会長エレクトPETS報告	信金5階

★ 3月のSAA補助

横谷君・慶野君の諸君です。よろしく申し上げます。

◆ 卓話「母子健康手帳の歴史」



鈴木 潮君

母子健康手帳は、昭和16年当時厚生省の囑託だった瀬木三雄氏が「妊娠届け出制による流早死産の防止効果」を提案し、その後妊娠の届出と「妊産婦手帳」の制度が検討されるようになり、昭和17年に制度ができた。妊産婦手帳の規程に「妊産、育児に関し必要な物資の配給、その他妊婦及び乳児保護のために必要である場合はこれを使用するものとす」とあるように、戦時中で配給制度であった当時の妊産婦への特別配給に対する証明にも使用されていた。

戦後の混乱した時代でも、妊産婦手帳はなんとか継続されてきた。

昭和22年に児童福祉法が制定されて、名前を「母子手帳」と改名され、妊産婦の心得・育児の心得を記載し、妊娠の初期と後期に分けて診察・検査の所見や保健指導の項目を記入するよう変った。また出生届を完全に実施するために母子手帳に出生届証明記載欄が設けられた。現在の手帳の1項目に市町村長の出生届済証明の欄がある。

昭和40年になって母子保健法が制定されて、「母子健康手帳」と改名されて現在に至っている。その第16条には「都道府県知事は妊娠の届出をした者に対して母子手帳を交付しなければならない。妊産婦は医師、歯科医師、助産師、保健師に健康診査や保健指導を受けたときは、その都度母子手帳に必要な事項を記入してもらわなければならない。乳幼児の健康診査や保健指導を受けた時も

同様である」とある。

母子健康法の施行以来、妊娠したという証明書の添付は不要で、母子健康手帳が発行され、あくまで妊婦自身の自発的意志にもとづくものとされていた。

しかし、妊娠と誤認したり、妊娠していないのに交付された手帳を悪用する事例もあった為、妊娠証明書の必要性が論議されるようになり、昭和43年に厚生省から都道府県知事あてに、「妊娠の確認、妊娠月数の判定は医師または助産師の診断によらなければ正確にはできないので、届出の提出にあたってはあらかじめ診察を受けてからするように指導すること。なお、届出を円滑にするために、妊娠の届出用紙を市町村から医師、助産師に配布しておくこと」との通達がなされた。これ以後は現在までこの方法で妊娠の届出がされている。

厚生省では、妊娠11週以下での妊娠届出率100%を目標としているが、平成18年度の調査では70.1%にとどまっている。その理由としては、望まない妊娠、経済的な困窮、外国人のため、母子家庭のためなどが考えられている。この点に関して平成20年に厚生省からの通知として、(1) 妊娠・出産に悩んでいる人に対する支援、(2) 妊娠健康診査の公費負担の充実（現在は14回分の健康診査が無料となっている）などが勧奨されている。

母子健康手帳はあくまで妊産婦と乳幼児の健康に寄与するものでなければならず、その時代の保健・福祉・社会の状況によってその活用が決められてゆくものである。



